

作成 平成25年10月 1日
最終改定 令和 6年10月 1日

運航基準

株式会社こうべ未来都市機構

目 次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社が運航する定期航路（神戸空港～関西空港航路）及び「人の運送をする不定期航路事業届出事項」（海上運送法第20条第2項および同法施行規則第22条の3の規定により届出）により届け出た航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	風速	波高	視程
定期・不定期各港内	15m/sec 以上	1.2m 以上	500m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高
16m/sec 以上	2.0m 以上

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高
16m/sec 以上	1.8m 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

視程
500m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	風速	波高	視程
定期・不定期各港内	15m/sec 以上	1.2m 以上	500m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。不定期運航については(別図④～⑱)届出図・航程表による。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離 別表一① (定期航路)
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等) 別図一①②③ (定期航路)
- (3) 標準運航時刻(起点及び終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 流し網漁船・刺し網漁船操業海域回避のため、航行経路を離れての避航及び減速、停船海域。

※別図一①に避航及び減速、停船海域を表示

- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、定期航路事業においては運航基準図に記載の常用基準航路と、不定期運航においては届出航路を基準航路とする。

2. 定期航路事業の常用基準航路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準経路	周年

3. 基準航路は、神戸空港・関西空港間経路において、自社船の交通・水深・障害物等安全を考慮して、空港間を最短で結ぶ航行経路であり、大阪湾を輻輳する船舶及び操業漁船を避航するために基準航路を大きく離れることは船長の判断による。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

「うみ」「そら」

速力区分	速力 kt	機関回転数 rpm
最微速	7.7	590
微速	18.6	1324
半速	26.4	1667
航海速力	31.0	1908

「かぜ」

速力区分	速力 kt	機関回転数 rpm
最微速	7.0	600
微速	17.0	1400
半速	25.0	1900
航海速力	29.0	2150

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に掲示しなければならない。

(特定航法)

第9条

船舶を運航する各港の防波堤内水域における速力は、安全な速力をもって航行するものとする。

(入港連絡等)

第10条 1. 船長は出港後、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 出港時刻

- (2) 天候、風速、風向、波浪、視程の状況（前便より変化が有る場合）
 - (3) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項
2. 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。
- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（前便より変化が有る場合）
 - (4) その他操船上の参考となる事項
 - (5) 不定期運航においては、代理店等に上記内容を確認する。
3. 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分		連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	神戸・関西空港カウンター	業務無線
(2)	不定期及び緊急の場合	本社・代理店等	業務無線・携帯電話

(機器点検)

第12条 船長は入港着岸前、＜神戸空港＞スカイゲートブリッジから港口の間＜関西空港＞港内広域にて、機関の後進、舵等の点検を実施する。

不定期運航においては、船長が点検地点を決定適時施行する。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を日誌に記録するとともに、船長は基準航路を大きく離れた場合、AIS航跡を記録する。

- 別表－① 距離速力基準表（定期航路）
- 別図－① 運航基準図 基準航路（定期航路）
- 別図－② 神戸空港出入港図（定期航路）
- 別図－③ 関西空港出入港図（定期航路）
- 別図－④～⑱ 航路図（不定期運航）